廃棄物埋立処分委託契約書

甲乙共に**収入印 紙**が必要。 (印紙税額第 2 号文書)

排出事業者: (以下「甲」という。)と

処分業者 : 一般財団法人徳島県環境整備公社(以下「乙」という。) は

甲の事業場から排出する廃棄物の埋立処分に関して次のとおり契約を締結する。

この契約の有効期限は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(信義則及び遵守事項)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行し、甲は、関係法令及び乙の定める廃棄物埋立処分要綱並びに受入れの手引を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第2条 甲は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。 (委託の内容)

第3条 乙の事業範囲は、以下のとおりとし、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを添付しなければならない。なお、許可内容に変更があったときは、変更後の許可証の写しを甲へ提出するものとする。

許可都道府県・政令市 : 徳島県

許 可 番 号 : 3630043122

許可の年月日(更新) : 平成28年11月22日許可の有効期限 : 平成33年10月6日事業の区分 : 最終処分(海面埋立)

廃棄物等の種類 : 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃石膏ボード、がれき類、

ばいじん、無機性汚泥、燃え殻、鉱さい、シュレッグーダスト(自動車等破砕物)、一般廃棄物(燃え殻、不

燃ごみ)、陸上建設残土、港湾浚渫土砂

2 乙の埋立処分場所及び方法は、次のとおりとする。

事業場の名称 : 一般財団法人徳島県環境整備公社

所 在 地 : 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先

処分の方法 : 埋立処分

施設の処理能力:埋立容量1,440,000 m³

3 甲が、乙に処分を委託する廃棄物の種類及び数量は、次のとおりとする。

【令和元年9月30日まで】

廃棄物の種類	数量	単 価(t当たり)	廃棄物の種類	数量	単 価(t当たり)
□廃プラスチック類	t	円	□無機性汚泥	t	円
□ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	t	円	□燃え殻	t	円
□廃石膏ボード	t	円		t	円

【令和元年10月1日以降】

廃棄物の種類	数量	単 価(t当たり)	廃棄物の種類	数量	単 価(t当たり)
□廃プラスチック類	t	円	□無機性汚泥	t	円
□ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	t	円	□燃え殻	t	円
□廃石膏ボード	t	円		t	円

4 甲は、徳島東部処分場への前項の廃棄物搬入は、甲自ら又は甲が委託する収集運搬業者が行うものとし、委託する収集運搬業者は、次のとおりとする。

氏名(法人にあっては、名称	5及び代表者の氏名):
住所	:
許可都道府県・政令市	:

許可の番号	:		
許可の有効期限	:		
事業の範囲	:		
許可の条件	:		

- 5 社会情勢の変化等に伴い埋立処分料金を改定する必要が生じた場合は、乙の申出により変更することができるものとする。
- (1) 甲は、廃棄物の埋立処分料金をその都度、現金で支払うものとする。

なお、1日複数台数搬入する場合は、最終回に当日分の合計額を現金で納入すること。

- (2) 乙は、甲から受領した埋立処分料金を返還する場合にあっては、利息を付さないものとする。
- 6 甲は、廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記入し交付する。 (適正処分)
- 第4条 甲は、契約した廃棄物以外のものを搬入してはならない。
- 2 甲は、乙が適正な埋立処分を行うために必要な次に示す受入検査に協力しなければならない。検査に要する費用は乙の負担とする。ただし、受入検査により、受入基準に適合しないことが判明した場合には、乙の指示に従い、甲の負担でその廃棄物を引き取らなければならない。
 - ①目視検査(目視による契約廃棄物の照合、性状等の検査)

②簡易検査(サンプリングにより р H、油分の有無等を検査)

③展開検査 (廃棄物を展開して検査)

④精密検査(外部の分析機関において有害性等の検査)

- 3 甲は、委託する廃棄物のマニフェストの記載事項は洩れなく正確に記載するものとする。
- 4 乙は、甲から委託された廃棄物が埋立処分完了後、直ちに業務完了報告書を作成し、甲に提出する。ただし、 業務完了報告書は、マニフェストE票で代えることとする。

(契約の解除)

第5条 乙は、甲がこの契約の各条項のいずれか又は受入れの手引その他乙の定める事項に違反した場合は、廃棄 物の受入れを拒否し、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 この契約の履行につき、甲又は甲が委託した収集運搬業者が、乙又は第三者に与えた損害については、甲はこれを賠償しなければならない。

(定めない事項の処理)

第7条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各事項に疑義が生じたときは、甲、乙は、誠意をもって協議し これを取り決めるものとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所

氏名

乙 住所 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先氏名 一般財団法人徳島県環境整備公社理事長